

ビジネスサポート販路開拓補助金に関するよくある質問

Q1. 採否（交付決定）はいつごろ決まりますか。

A 採否（交付決定）の時期は、第1期は5月下旬、第2期は9月下旬を予定しています。

Q2. 1回の申請で複数の展示会出展経費を申請出来ますか。

A 申請可能です。ただし、展示会等出展経費の上限額はあくまでも30万円となります。

Q3. 県内での販路開拓に要する費用も補助対象となりますか。

A 県内に限定される場合は補助対象外となります。

Q4. 展示会は具体的に決まっているものに限るのですか。

A 対象となる展示会は予定でも申請可能です。ただし、交付決定後に、申請と異なる展示会へ変更することはできません。

Q5. 県の補助を受け出展する都内の展示会への交通費は補助対象となりますか。

A 交通費が県や国等の補助対象となっていない場合は補助対象となります。

Q 6. 展示会費用について

Q 6-1. 見積書は、どの程度必要ですか。

A 展示会では見積書を出していない場合もありますので、その場合は経費を確認できる申込み要領などを見積書に準ずる書類として、代替できます。見積書や見積書に準ずる書類などで客観的に金額が確認できないものは、対象外となります。

Q 6-2. 旅費について補助対象となる人数に制限はありますか。

A 人数に制限はありません。

Q 6-2. 補助対象とならない費用は、具体的に何がありますか。

A 補助対象となる経費は、公募要領 P 4 記載の補助対象経費のみで、例えば、展示会場で雇用するコンパニオン等の人件費、通信費等は対象外です。

Q 7. 海外での販路開拓に係る費用は、補助対象となりますか。

A 海外での販路開拓に係る費用は補助対象外となります。対象は国内（県内に限定される場合は除く）での販路開拓に係る費用となります。

Q 8. 展示会出展のための説明会出席などの旅費は補助対象となりますか。

A 対象となっている旅費は展示会等出展の際に要する旅費のみで、展示会出展のための説明会や出展後の打合せに要する旅費などは補助対象外です。